



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

市政レポート

時間外勤務

- ・単月 100 時間未満
- ・月平均 80 時間 まで容認

22日に閉会した安城市議会3月定例会では、「安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」を行う議案が上程され、賛成多数で可決しました。

これは、2月1日に一部改訂された人事院規則に基づくもので、時間外勤務命令の上限時間の設定を行うものです。具体的には、安城市の条例に「正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」との文言を加え、規則にてその詳細を定めるものです。規則に謳われる内容は人事院規則に準じた内容であり、月45時間、年360時間を上限としています。ただし、例外として他律的業務(業務量や業務の実施時期を自ら決定することが困難な業務。安城市では予算の査定や条例及び規則改正事務などが該当するとしている)に従事する部署では(単)月100時間未満、年720時間、月平均80時間まで認める内容となっています。

単月で100時間や月平均80時間という数字は厚労省の示す過労死ラインの数字と符合し、「忙しければ過労死はやむなしと考えるのか」と批判を浴びた国の方針がそのまま安城市の規則にも準用されることとなります。

過労死の遺族は2度、辛い思いをします。一度目は家族を奪われた時、二度目は職場が過労死を認めず、個人の持病や不摂生にその責任をなすりつけた時です。他律的業務という抜け穴が、職場の責任逃れを幫助することにならないか懸念されます。あってはならないことですが、市職員が過労によって命を落とした場合、市や議会はその死因について争わないと言えるでしょうか…？後味の悪い残念な議決結果であったと思います。

石川翼事務所 446-0072 安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2F 南
電話 0566-98-6932 メール ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp

編集：石川つばさを支援する会